

めざまし。企業の繁栄と社会への貢献

法人会だより

2018年
秋

公益社団法人 沖縄北部法人会 広報委員会
 名護市宇茂佐の森5-2-7 電話 (0980) 54-3120/FAX (0980) 50-9053
 MAIL info@okihokuhoujin.com URL <http://www.okihokuhoujin.com>

No.7

平成30年度会員増強運動推進会議開催!



公益社団法人 沖縄北部法人会

平成30年度会員増強運動推進会議が平成30年9月21日(火)午後6時30分から、支部役員33名出席のもと北部会館3階会議室において開催された。組織委員会津波担当副会長から当会議出席を謝してあいさつがあり、続いて儀保組織委員長が議長となり会議に移った。議長は、平成30年度の会員増強運動施策については、第25回理事会にて承認を得た旨述べ議長の指名により、事務局から支部毎の会員増強目標数及び、会員増強の具体的な取組みや増強運動フロー等、原案通り報告し、支部役員はそれらについて了承した。また、石川会長より、会員増強運動において4年連続目標が達成されたことの報告とお礼がなされ、本年度も、役員が一丸となって支部目標を突破できるようお願いを述べた。終わりに、奥本副会長が閉会のことばを述べ、会議終了後は、懇親会が開かれ、支部役員相互の親睦交流が図られた。

沖縄県法人会連合会会員増強運動施策

●マスメディアを媒体とした広報の実施 ラジオCM放送中!

- 期間 平成30年9月～11月末日の平日 (会員増強運動推進期間)
- 時間 午前10時台、午後2時台の1日2回放送
- 放送局 ラジオ沖縄・FM沖縄
- 内容 全法連提供の20秒ものCM(経営者ネットワーク編)



●バス広告実施中!

●期間 平成29年12月15日～(1年間)

- ①琉球バス 北部支線(辺土名線) 1日9回
- ②琉球バス 63番線(謝刈線) 1日6回
- ③那覇バス 9番線(小録石嶺線) 1日8回



会員増強運動月間展開中!

会員
募集中!

会員企業紹介



株式会社 松 電
 名護市宇茂佐1528-6
 ☎ (0980) 43-6504 FAX (0980) 43-6505
 業種: 電気・水道・空調設備工事
 電気設備工事・空調設備工事・給排水設備工事を行って
 ます。
 若い社長を筆頭に13人の従業員で頑張ってます!!
 HP・ブログなどもやっていますので是非御覧ください。
 Mail:matsuden.11@gaea.ocn.ne.jp
 http://www.matsuden-okinawa.com

会員のみなさまへ

広報委員会

会員特典

法人会だよりで企業をPRしませんか?

次号掲載分募集致します!

締め切りは、
12月上旬まで!
(掲載無料)

※応募が多い場合は、当委員会で
選定させて頂きますのでご了承下さい。
なお、漏れた場合は次号に掲載いたします。

《仕様》 写真はJPG画像をお願いします。
※募集要項をご記入のうえ、メール(info@okihokuhoujin.com)に
て事務局まで送信ください。

※ご希望があれば、写真撮影にお伺いいたします。

行事予定

- 11月
 - 決算法人説明会
 - 年末調整説明会
 - 新法人説明会及び新会員交流会
 - 税に関する表彰式
- 12月
 - 会源泉所得税実務研修会
 - 名護・やんばるツーデーマーチ
 - ◇花植え作業(女性部会)
 - ◇会員増強運動集計会議
 - ◇福利厚生制度推進会員親睦



※開催の要領等については、文書により事前に敬致します。
※行事は、都合により移動することがあります。

法人会の

福利厚生制度

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度 <会社を守護するトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合にももちろん、掛けなくなった場合の
リスクに備えるための割戻をご用意しています。
団体料率の適用により割戻保険料を実現!

総合型 Rタイプ	総合型 Tタイプ	最大保障への そなえ Jタイプ	ケガ・病弱による 入院へのそなえ Mタイプ
-------------	-------------	-----------------------	-----------------------------

(取扱会社) 大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎0120-321-564

経営を取り巻く様々な リスクから企業を守る!

Business Guard

法人会のビジネスガード

政治的リスクの上乗せ補償 ハイパー任意労災 (業務災害補償)	企業向け第三者賠償責任保険 スターズ STARs (事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える プロパティガード 本企業地震保険 (企業別地震補償、財物損害補償あり)	個人情報の漏えい事故対策 情報漏えいガード (個人情報保護対策)

(取扱会社) AIG損害保険株式会社 ☎0120-321-564

個人のための保障制度 従業員皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも単独取扱いの割戻保険料が適用となります。

法人会がん保険制度 (がん)に関する悩みや不安、
法人会医療保険制度 疑問に専任カウンセラーが
丁寧にお答えします。

☎03-5531-0110
毎月11時～15時(土日祝日を除く)
※電話料金はお客様負担となります。

個人のための福利厚生制度

- 法人会がん保険
- 法人会医療保険
- 法人会健康診断生活保護もありです。

(取扱会社) アフラック ☎0120-976-505
9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック法人会 代理

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに! **推進運動
実施中!**



法人会

消費税には 申告・納付期限 があります。	申告・納付には e-Taxが 利用できます。	個人事業者の方 は振替納税も 利用できます。
----------------------------	------------------------------	------------------------------

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です⁽¹⁾。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額⁽²⁾に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ⁽²⁾	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ⁽³⁾⁽⁴⁾

⁽¹⁾ 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
⁽²⁾ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
⁽³⁾ 地方消費税を含まない年税額をいいます。
⁽⁴⁾ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付を行うことができます。

国税庁定期人事異動による名護税務署幹部名簿

官職名	氏名	前任官職名
署長	知念 辰巳	留任
総務課長	伊佐 博司	沖縄国税事務所間税課課長補佐
法人課税部門統括官	野原 秀文	那覇税務署特別調査官・法人
個人課税部門統括官	長嶺 勝康	留任
総務課係長	伊地 祐介	沖縄国税事務所徴収課実査官

※前総務課長 宮島 達彦 氏(辞職)
 ※前法人課税部門統括官 砂川 俊公 氏(沖縄税務署法人第三部門統括官)
 ※前総務課係長 小笠原裕一 氏(沖縄税務署管理運営課徴収官)



平成30年7月17日、沖縄北部税務団体協議会(石川幸延会長)では、平成30年7月10日付で発令された沖縄国税事務所定期人事異動により着任されました名護税務署幹部職員に対して当協議会役員にて表敬訪問を致しました。

名護税務署長
表敬訪問

【応急手当講習会】

日時：平成30年8月8日(水) 13:30~16:30
 場所：名護市消防本部
 講師：名護市消防本部救急救命士



【ビジネスマナー研修会】

日時：平成30年7月25日(水) 14:00~16:00
 場所：北部会館 3階会議室
 講師：(株)Message 代表 佐久本、理香 氏



【改正税法説明会】

日時：平成30年9月28日(金) 14:00~16:00
 場所：北部会館 3階会議室
 講師：税理士 西村 裕子 氏



【消費税軽減税率対策セミナー】

日時：平成30年9月6日(木) 14:00~16:00
 場所：北部会館 3階会議室
 講師：名護税務署総務課長 伊佐 博司 氏



【7・8・9月決算法人説明会】

日時：平成30年8月31日(金) 14:00~16:00
 場所：北部会館 3階会議室
 講師：税理士 渡邊 茂樹 氏



平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。



説明会日程の最新情報が確認できます。

国税庁HPで軽減税率制度の概要をチェック!

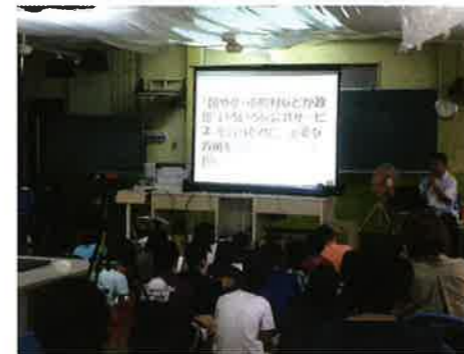


名護税務署では、各事業者団体の皆様に対する消費税軽減税率制度の説明会を受付けています。

申込み先：名護税務署 総務課(担当者 伊佐) ☎0980-52-2920

青年部会

出前租税教室 平成30年9月25日
 今帰仁小・天底小合同租税教室/今帰仁小学校



講師 與那 勝治(青年部会員) 氏

沖縄県法人会連合会 青年部会連絡協議会会員交流
 【主管：沖縄中部法人会】平成30年9月7日
 ~ソフトバレー大会~



沖縄市総合運動場 多目的運動場



懇親会【NBC結婚式場】

女性部会

沖縄県女性部会連絡協議会会員交流【主管：八重山法人会】平成30年10月2日
 ~「藍・福木染物体験」ストールづくり~



みんなー工芸館



夕食交流会
 【ホテルロイヤルマリンパレス石垣島】